

## 小川町サテライトオフィス進出支援金交付要綱

( 令和 4 年 9 月 1 日 )  
( 告示 第 1 2 5 号 )

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町外から町内への企業又は団体（以下「企業等」という。）の移転及びサテライトオフィスの開設を支援するため、予算の範囲内において小川町サテライトオフィス進出支援金（以下「進出支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 進出支援金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和 5 0 年小川町規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特定施設 町がデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）（令和 4 年 2 月 2 5 日府地創第 6 3 号内閣府事務次官通知）を活用し整備した次の表の施設をいう。

所在地	名称
比企郡小川町東小川 2 丁目 2 2 番地	旧上野台中学校

(2) サテライトオフィス 企業の本拠地から離れた場所に設置された事務所のことをいう。

(交付対象者)

第 3 条 進出支援金の交付対象となる者は、特定施設を利用する企業等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第 5 条に規定する進出支援金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から起算して 5 年以内の間に特定施設の利用を終了しないこと。ただし、町内の他施設を継続して利用する場合は、この限りでない。
- (2) 特定施設を利用する、町内に本社、支社等を設置していない企業等であること。
- (3) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 1 0 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2

2号) 第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと又は暴力団が経営に実質的に関与していないこと。

(進出支援金額)

第4条 進出支援金の額は、1企業等につき100万円とし、1回限りの交付とする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、小川町サテライトオフィス進出支援金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(別紙1)
- (2) サテライトオフィス設置計画書(別紙2)
- (3) 法人登記履歴事項全部証明書(3月以内のもの)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 進出支援金の交付申請書の提出期限は、令和5年3月10日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。この場合において、予算を上回る申請があった際の交付決定の順は、町長が別に定める。

2 補助金の交付を決定したときは、小川町サテライトオフィス進出支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(進出支援金の交付方法)

第7条 進出支援金は、前条に規定する交付決定後速やかに全額を一括で交付する。

(利用状況の実施調査)

第8条 町長は、進出支援金の交付を受けた者の施設の利用状況の確認のため、必要があると認めるときは、進出支援金の交付を受けた者に対して調査を行うことができる。

(進出支援金の取消し及び返還)

第9条 町長は、進出支援金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、進出支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請日から5年以内に、特定施設の利用を終了したとき。

(2) 虚偽の申請であることや特定施設の利用実態がないことが明らかになったとき。

(3) その他町長が進出支援金を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により進出支援金の取消しを受けた者は、規則第9条の規定に基づき、当該各号に定める進出支援金の額を返還しなければならない。ただし、企業等の倒産、災害等やむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 申請日から3年未満で利用を終了した場合 全額

(2) 申請日から3年以上5年以内の利用の場合 半額

(3) 虚偽の申請であることや特定施設の利用実態がないことが明らかになった場合 全額又は半額

(4) その他前項の規定により返還を命ずるとき 全額又は半額

3 前項第3号及び第4号の返還金額は、前項第1号及び第2号における期間の取扱いに準じ、町長が定める。

4 町長は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、小川町サテライトオフィス進出支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとし、小川町サテライトオフィス進出支援金返還請求書（様式第4号）により必要事項を定めて当該支援金の返還を請求するものとする。

（証拠書類の保存）

第10条 進出支援金の交付を受けた者は、交付申請に係る証拠書類を整理し、進出支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、進出支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年度予算に係る進出支援金に適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

小川町長 宛て

申請者  
主たる事業所の所在地  
名称及び代表者氏名

小川町サテライトオフィス進出支援金交付申請書

小川町サテライトオフィス進出支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 1,000,000 円
- 2 添付する書類
  - (1) 誓約書（別紙1）
  - (2) サテライトオフィス設置計画書（別紙2）
  - (3) 法人登記履歴事項全部証明書（3月以内のもの）
  - (4) その他町長が必要と認める書類（事業内容が分かる会社パンフレット等）

別紙 1

誓約書

小川町サテライトオフィス進出支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づく申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 要綱第3条各号に規定する交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 交付申請の日から5年以上、特定施設を継続して利用します。
- 3 要綱第9条第1項各号のいずれかに該当した場合、支援金の返還に応じます。
- 4 利用状況等、町が行う調査に協力します。
- 5 この誓約が虚偽であった場合又はこの誓約に反した場合は、そのことを理由に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

小川町長

宛て

法人の主たる事業所所在地

法人の名称及び代表者氏名

印

別紙 2

サテライトオフィス設置計画書

1 企業等の概要

名 称			
所在地	都・道 府・県		
設立年月	年 月	資本金	円
従業員数	人	業 種	
事業内容			

2 サテライトオフィス利用計画

入居場所			
契約内容等	別添の契約書等のとおり	賃貸借期間	年 月 日～ 年 月 日
1日あたりの 利用人数 (予定)	人	年間の 利用状況 (予定)	
業務内容	参考) 業務開始予定 年 月 日～		
担当者の 氏名			
担当者の 連絡先	TEL	E-mail	

様式第2号（第6条関係）

小川町サテライトオフィス進出支援金交付決定通知書

小 第 号  
年 月 日

様

小川町長



年 月 日付で申請のあった小川町サテライトオフィス進出支援金について、小川町サテライトオフィス進出支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金1,000,000円
- 2 支払方法
- 3 不交付の場合その理由

様式第3号（第9条関係）

小川町サテライトオフィス進出支援金交付決定取消通知書

小 第 号  
年 月 日

様

小川町長



年 月 日付小 第 号で交付決定した小川町サテライトオフィス進出支援金について、小川町サテライトオフィス進出支援金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の取消をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金1,000,000円
- 2 交付決定取消額 金 円
- 3 取消理由



様式第4号（第9条関係）

小川町サテライトオフィス進出支援金返還請求書

小 第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

年 月 日付小 第 号の決定により交付した小川町サテライト  
トオフィス進出支援金について、小川町サテライトオフィス進出支援金交付要綱第  
9条第2項の規定により、下記のとおり返還請求します。

記

- 1 返還請求額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法